

一 消 防 計 画 一

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条第 1 項に基づき、（ ）の防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防、及び人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この計画は、（ ）に勤務（居住）し、又は出入りするすべての者に適用する。

2 防火管理業務に従事する者（委託を受けて当該業務に従事する者を含む）は、この計画の定めるところにより管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

（委託状況等）

第 3 条 防火管理上必要な業務の一部委託に係る受託者の氏名、及び住所並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法は、別記様式 1 のとおりとする。

（管理権原者の責任等）

第 4 条 管理権原者は、事業所等の防火管理業務について、すべての責任を持たなければならない。

2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。

3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

4 管理権原者は、防火上の建築物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

5 各々の事業所等の管理権原者は、協議会構成員として、防火対象物全体の安全性を高めるように努めるとともに、定期的に開催される共同防火管理協議会に参加しなければならない。

（防火管理者の権限と業務）

第 5 条 防火管理者（ ）は、この計画の作成について管理権原者の指示を受け実行にあたってのすべての権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- （1）消防計画の作成、又は変更
- （2）消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- （3）従業員等に対する防災教育の実施
- （4）建築物、及び消防用設備等の点検・整備時の立会い
- （5）改修工事など工事中の立会い、及び安全計画の策定
- （6）火気の使用、取扱いの指示、監督

- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 防火担当責任者、及び火元責任者に対する指導、監督
- (9) 管理権原者への提案や報告
- (10) その他、防火管理上必要な業務
- (11) 統括防火管理者への報告
 - ア 用途、及び設備を変更するとき
 - イ 消防計画を作成、又は変更したとき
 - ウ 防火管理者を選任、又は解任したとき
 - エ 消防用設備等の法定点検をしたとき
 - オ 内装の改修、又は改築等の工事を行うとき
 - カ 臨時に火気を使用するとき
 - キ 防火上の建築構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、及び改修するとき
 - ク 催物を開催するとき
 - ケ 防火管理業務の一部を委託するとき
 - コ 消防計画に定める消防長への報告、及び届出を行うとき
 - サ 消防計画に定めた訓練を実施するとき
 - シ その他、統括防火管理者から指示命令された事項

(消防長への届出及び連絡等)

第6条 管理権原者は、防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したときは消防長へ届け出なければならない。

- 2 防火管理者は、次に掲げる業務について消防長への届出、報告、及び連絡をしなければならない。
 - (1) 消防計画の届出（変更した場合を含む。）
 - (2) 建築物、及び諸設備の設置、又は変更の事前連絡、並びに法令に基づく諸手続
 - (3) 消防用設備等の点検結果の報告
 - (4) 消火、通報、及び避難訓練を実施するときの事前通報及び指導の要請
 - (5) その他、防火管理に関する必要な事項

(防火管理業務に関する資料等の整備)

第7条 防火管理者は、前条で届出、又は報告した書類、及び防火管理業務に必要な図書等を消防計画と一括して整備し、保管しなければならない。

(防火管理委員会)

第8条 防火管理業務の適正な運営を図るため、() に防火管理委員会を置く。

- 2 委員長は() とし、その他の委員は別表1のとおりとする。
- 3 会議は定例会、及び臨時会とし、定例会は○月と○月に開催し、臨時会は次の場合に開催する。
 - (1) 社会的反響の大きい火災、地震等による被害が発生したとき
 - (2) 防火管理者等からの提案により、委員長が議会を開催する必要があると認めたとき
- 4 審議事項
 - (1) 消防計画の変更に関すること。
 - (2) 防火・避難設備、消防用設備等の設備・維持管理に関すること。

- (3) 自衛消防組織の設置・変更及び装備等に関する事。
- (4) 自衛消防隊の訓練の実施細部に関する事。
- (5) 工事等をする際の火災予防対策に関する事。
- (6) 火災予防上必要な教育に関する事。
- (7) 火災の際の隣接防火対象物との応援協定に関する事。
- (8) その他、防火管理に関する事。

第2章 予 防 管 理 対 策

(予防管理組織)

第9条 日常における火災予防、及び地震等の災害時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、各階、又は区域ごとに防火管理担当責任者、及び火元責任者を別表2のとおり編成する。

(防火担当責任者の業務)

第10条 防火担当責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導、及び監督に関する事。
- (2) 防火管理者の補佐に関する事。
- (3) 休日、夜間における予防管理に関する事。
 - ア 休日、夜間に業務を行わない事業所等
 - (イ) 退社時における措置に関する事。
 - (ロ) 警備担当部門等への業務引継ぎ等に関する事。
 - イ 24時間営業の事業所等
 - (ロ) 昼間から夜間体制への移行業務の引継ぎ等に関する事。
- (4) その他、防火管理上必要な業務に関する事。

(火元責任者の業務)

第11条 火元責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 担当区域内の火気の管理に関する事。
- (2) 担当区域内の建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設、電気設備等及び消防用設備等の日常の維持管理に関する事。
- (3) 地震等における火気使用設備・器具の安全確認に関する事。
- (4) 防火担当責任者の補佐に関する事。
- (5) その他、防火管理上必要な業務に関する事。

(宿〔日〕直員の業務)

第12条 宿〔日〕直員は、事業所等を定期的に巡回し、火災予防上の安全を確認するとともに、その結果を防火管理者に報告しなければならない。

(自主点検をするための組織)

第13条 自主点検をするための点検班を別表3のとおり編成し、防火対象物に設置される建築施設、火気使用設備・器具、電気設備、及び消防用設備等について適正な機能を

維持するために点検を行う。

(建築施設等の自主点検)

第14条 点検班は、建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設等について、下表により定期的に点検しなければならない。

建築施設等の自主点検

点 検 対 象	点 検	時 期
建 築 施 設	月	月
	月	月
火 気 使 用 ・ 器 具	月	月
	月	月
危 険 物 施 設	月	月
	月	月
電 気 施 設	月	月
	月	月

(消防用設備等の自主点検)

第15条 点検班は、防火対象物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、下表により法定点検のほか自主点検をしなければならない。

消防用設備等の自主点検

消 防 用 設 備 等	点 検 時 期 (機 器 点 検)
消 火 器	月
屋 内 (外) 消 火 栓 設 備	月
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	月
動 力 消 防 ポ ン プ	月
自 動 火 災 報 知 設 備	月
非 常 警 報 設 備	月
避 難 器 具	月
誘 導 灯 ・ 標 識	月

(共用部分の検査)

第16条 共用部分の消防用設備等、建築設備、火気使用設備・器具、危険物施設等の自主点検・検査は（ ）がしなければならない。

(消防用設備等の法定点検)

第17条 防火対象物の関係者は、その防火対象物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、下表により法定点検を実施させなければならない。

2 防火管理者は、消防用設備等を点検するときには立会わなければならない。

法定点検

消 防 用 設 備 等	点 検 時 期		
	機 器	点 検	総 合 点 検
消 火 器	月 月	月 月	月
屋内(外)消火栓設備	月 月	月 月	
スプリンクラー設備	月 月	月 月	
動力消防ポンプ	月 月	月 月	
自動火災報知設備	月 月	月 月	
非常警報設備	月 月	月 月	
避難器具	月 月	月 月	
誘導灯・標識	月 月	月 月	

(点検結果の記録及び報告)

- 第 18 条** 建築施設、及び消防用設備等の自主点検、又は法定点検をした者は、点検結果を維持台帳に記録し、保管しておかなければならない。
- 2 自主点検、又は法定点検をした者は、その結果を防火管理者に報告し、防火管理者は管理権原者に報告しなければならない。
- 3 防火対象物の関係者は、消防用設備等の法定点検の結果を（ ）年に 1 回、消防長に報告しなければならない。

(不備欠陥等の整備及び報告)

- 第 19 条** 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者の指示を受け改修しなければならない。
- 2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修、及び予算措置に時間がかかるものについては管理権原者の指示を受け、改修計画を策定しなければならない。

(統括防火管理者への報告)

- 第 20 条** 防火管理者は、自主点検、及び法定点検の結果を統括防火管理者へ報告しなければならない。
- 2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修計画、及び改修結果を統括防火管理者に報告しなければならない。

(火気等の使用時の遵守事項)

- 第 21 条** 火気等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ガスコンロ、電熱器等の火気使用設備・器具は、指定された場所で使用すること。
- (2) 火気使用設備・器具を使用する場合は、事前に設備・器具の点検をしてから使用すること。
- (3) 火気使用設備・器具の周囲には、可燃物等を置かないこと。
- (4) 火気使用設備・器具を使用した後には、必ず点検を行い安全を確認すること。
- (5) 禁煙場所では、喫煙しないこと。
- (6) 終業時には、灰皿を指定された安全な場所に集めること。

(臨時の火気使用等)

第22条 次に掲げる事項を行う者は、防火管理者へ事前に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定された場所以外で臨時に火気を使用するとき
- (2) 各種の火気使用設備・器具を設置、又は変更するとき
- (3) 催物の開催、及びその会場で火気を使用するとき
- (4) 危険物の貯蔵、取扱い、又は種類、数量等を変更するとき
- (5) 改装、又は模様替等の工事を行うとき
- (6) その他、防火管理上必要な事項

(施設に対する遵守事項)

第23条 防火管理者、又は従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路、その他避難のために使用する避難施設
 - ア 避難の障害となる施設を設け、又は物品を置かないこと。
 - イ 床面は避難の際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠・開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (2) 火災が発生したときの延焼を防止し、又は有効な消防活動を確保するための防火施設
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
 - イ 防火戸等に近接して延焼拡大の要因となる可燃性の物品を置かないこと。

(工事中の安全対策)

第24条 防火管理者は、増改築等の工事を行うときは工事中の安全対策をたて、また、次に掲げる事項の工事を行うときは「工事中の消防計画」を消防長に届け出なければならない。

- (1) 増築等で建築基準法第7条の3に基づき、特定行政庁に仮使用申請をしたとき。
 - (2) 消防用設備等の増設、又は改修工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき、又は機能に著しく影響を及ぼすとき。
 - (3) 特定防火対象物で地階を除く階数が3以上あり、かつ、延面積3000㎡以上のものの及び地下街において、増築等の工事を行うとき。
- 2 防火管理者は、工事関係者に対して次に掲げる事項を周知し、遵守させなければならない。
- (1) 溶接その他の火気を使用して工事を行う場合は、作業計画を防火管理者に提出し、必要な指示を受けること。

- (2) 火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる態勢をとること。
- (3) 指定された場所以外では、喫煙、たき火等の火気を使用しないこと。
- (4) 危険物等を持ちこむ場合は、その都度、防火管理者の承認を得ること。
- (5) 工事区域内の作業場ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について定期的に防火管理者に報告させること。

第3章 自衛消防隊活動対策

(自衛消防隊の設置)

第25条 火災等の災害が発生したときに被害を最小限に止めるため自衛消防隊を設置する。なお、自衛消防隊は、本部隊、及び地区隊を編成する。

- 2 () に自衛消防隊本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 3 本部に本部長、自衛消防隊長、及び自衛消防副隊長を置く。
- 4 自衛消防隊の編成、及び主たる任務は別表4のとおりとする。

(本部長の権限)

第26条 本部長は、火災等の災害が発生したときの自衛消防隊の活動、又は訓練を行う場合、その指揮・命令、監督等すべての権限を有する。

(自衛消防隊長等の任務)

第27条 自衛消防隊長は、本部長の命を受け、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるように統括し、また、消防隊との連携を密にしなければならない。

- 2 自衛消防隊長は、本部長が不在の場合は、その任務を代行する。
- 3 自衛消防副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その任務を代行する。
- 4 地区隊長は、担当区域の初期活動の指揮統制を図るとともに隊長（本部）への報告、及び連絡を密にしなければならない。

(本部の任務)

第28条 本部隊の指揮係員は、本部の設置、避難、消火の状況把握、隊長の指示、命令の伝達、必要資機材の集結、及び資料、情報等を確保するとともに、消防隊に協力しなければならない。

- 2 建築物関係の資料の保管場所は、() とする。
- 3 火災等の災害が発生したときは、協議事項に基づき、他の事業所等の自衛消防隊員と協力して、自衛消防活動を行わなければならない。

(避難経路図)

第29条 防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階、又は区域ごとに消防用設備等の設置図、及び屋外へ通ずる避難経路を明示した避難経路図を作成し、自衛消防隊員並びに従業員等に周知徹底させなければならない。

(通報連絡)

第30条 火災の発見者は、消防機関（119）へ「所在地、名称及び目標、被害の状況

等」を通報するとともに、() に知らせ、さらに周辺に火災を知らせなければならない。

2 地区隊の通報連絡係員は、火災の場所、及び状況等を() に報告しなければならない。

3 () の勤務員は、自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、直ちに係員を現場に派遣するとともに、非常電話等で状況を確認しなければならない。

4 () の勤務員は、火災を確認した後、直ちに消防機関(119)へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、非常放送設備等により必要に応じた手段を講じなければならない。

5 本部隊の通報連絡係員は、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) () に集合し、消防機関への通報の確認、隊長への災害状況の報告、及び火災の状況の変化に伴う非常放送等を行う。

(2) 自衛消防隊長の指示、命令の伝達を行う。

(3) 外部との連絡を行う。

(4) 消防隊が到着したときは、火災の延焼状況、燃焼物件、危険物品の有無、及び逃げ遅れた者の有無等の状況を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

(消火活動)

第31条 本部隊の消火係員は、地区隊員と協力して消火器具、及び屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに、防火戸、又は防火シャッター等を閉鎖し、火災の延焼拡大防止にあたらなければならない。

2 地区隊における消火活動は、初期消火に主眼を置き活動しなければならない。

(避難誘導等)

第32条 本部隊の避難誘導係員は、火災が発生した場合、地区隊員と協力して避難誘導にあたらなければならない。

2 エレベーターによる避難は行わず、また屋上への避難も原則として行わない。

3 避難誘導係員の部署は、非常口、階段室前、及び行き止まり通路等とする。

また、忘れ物等のため、屋内に戻る者のないようにしなければならない。

4 避難誘導にあたっては、放送設備、携帯用拡声器、又はメガホン等を有効に活用して避難者に避難方向及び火災の状況を知らせ、混乱の防止に努め、出火階及び上層階の者を最優先に避難させなければならない。

5 避難器具は、地上と連携を図り、安全に留意して設定しなければならない。

6 負傷者、及び逃げ遅れた者に関する情報を得たときは、直ちに本部に連絡しなければならない。

7 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、本部に連絡しなければならない。

8 地区隊の避難誘導係員は、担当地区の避難者に対して、前各項に従い誘導にあたらなければならない。

(安全防護措置)

第33条 安全防護係員は、火災が発生したとき排煙口の操作を行うとともに、防火戸・防火シャッター、又は防火ダンパー等の閉鎖等を行わなければならない。

(応急救護)

第34条 本部隊の救護係員は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に救護所を設置しなければならない。

2 救護係員は、負傷者等の応急手当等を行い、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者等を速やかに搬送しなければならない。

3 救護係員は、負傷者等の住所、氏名、搬送先、及び負傷程度等必要な事項を記録しておかなければならない。

(自衛消防隊の装備)

第35条 自衛消防隊の装備、及び管理は次による。

(1) 装備

ア 隊用装備

(ア) 消火器・・・・・・・・・・()

(イ) とび口・・・・・・・・・・()

(ウ) ロープ(30m)・・・・・・・・()

(エ) 携帯用拡声器・・・・・・・・()

イ 個人装備

(ア) 防火衣・・・・・・・・・・()

(イ) ヘルメット・・・・・・・・()

(ウ) 警笛・・・・・・・・・・()

(エ) 携帯用照明器具・・・・・・・・()

(2) 装備の管理

装備は、隊用装備にあつては()に、個人装備にあつては各自で管理し、常に点検整備しておくこと。

(自衛消防隊の活動範囲)

第36条 自衛消防隊の活動範囲は、事業所等の管理範囲内とする。

2 近接する防火対象物からの火災で、延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

3 自衛消防隊の応援出動は、自衛消防隊長の判断による。

(休日、夜間における自衛消防活動)

第37条 休日、夜間に発生した火災等の災害に対しては、次に掲げる活動を行わなければならない。

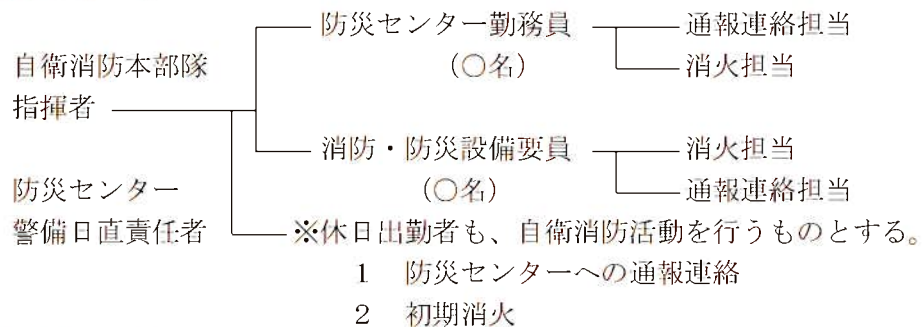
(1) 火災を発見したときは、直ちに消防機関に通報したあと、初期消火を行うとともに在館者に火災の発生を知らせ、避難誘導をしなければならない。

(2) 自衛消防隊長、及び防火管理者等の関係者に緊急連絡網により急報しなければならない。

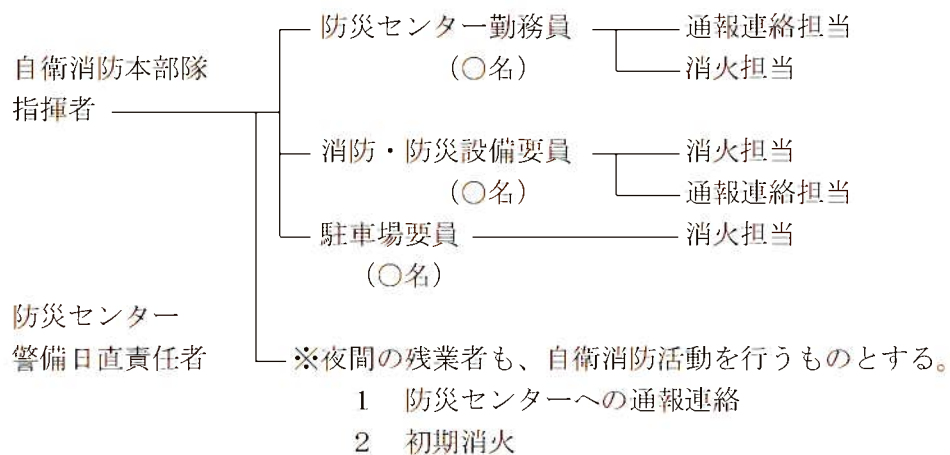
(3) 消防隊に対しては、火災を発見したときの状況、延焼状況等の情報、及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所へ誘導しなければならない。

休日、夜間の自衛消防組織の編成表

1 休日の指揮体制



2 夜間の指揮体制



第4章 地震対策

(地震災害の予防措置)

第38条 点検班、及び火元責任者は、地震が発生したときの災害を予防するために、点検班の自主点検、及び火元責任者の日常の維持管理に合わせて、次の措置を行わなければならない。

- (1) 建築物に付随する施設（外壁、窓枠、看板等）等の倒壊、及び落下等を防止すること。
- (2) 事務室内、避難通路、及び出入口等の柵、器具その他の物品等の転倒、及び落下を防止すること。
- (3) 火気使用設備・器具の上部、及び周囲には、転倒、及び落下のおそれのある物品、その他燃えやすい物品を置かないこと。
- (4) 火気使用設備・器具の自動消火装置、及び燃料等の自動停止装置等について、作動状況の点検を行うこと。
- (5) 危険物施設における危険物タンク等の転倒、落下、又は漏えい等による出火防止及び送油管等の緩衝装置の点検をすること。

(備品等)

第39条 地震に備え、下表に掲げる品目を備蓄しておくものとする。

備蓄品	
備蓄品目	備蓄場所
飲料水 非常食料（乾パン等） 懐中電灯 携帯ラジオ 医薬品 衣類 携帯用拡声器 その他	防災センター

(地震発生後の安全措置)

第40条 地震が発生したときは、次に掲げる安全措置を行わなければならない。

- (1) 地震が発生した直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 火気使用設備・器具の直近にいる者は、電源、及び燃料の遮断を行い、各火元責任者は、その状況を確認して（ ）に報告すること。
- (3) ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止、及び燃料バルブ等の操作を行うこと。
- (4) 周囲の機器、物品等の転倒、又は落下等による異常があったときは、（ ）に報告すること。
- (5) 防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建築物、火気使用設備・器具、及び危険物施設等について点検し、異常があったときは、応急処置を行うこと。
- (6) 各設備・器具は、安全を確認した後に使用すること。
- (7) 防火管理者は、被害の状況等を防火担当責任者等に報告させ、把握すること。
- (8) （ ）の勤務者は、情報を収集するとともに事業所等に居る者の安全を確保するために、次の内容を放送すること。
ア エレベーターの使用制限
イ 落下物等からの身体防護の指示

(地震発生時の活動)

第41条 地震が発生したときの活動は、第3章によるほか、本部隊の指揮係員、及び通報連絡係員等は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) テレビ、及びラジオ等の報道機関からの情報収集に努め、周辺の状況を把握すること。
- (2) （ ）の勤務員は、建築物内外の状況を把握し、放送設備等を活用して在館者に適切な指示を行うこと。

(地震発生時の避難)

第42条 地震が発生したときの避難は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 在館者を落ち着かせ、自衛消防隊長が避難するよう命令するまで安全な場所で待機させること。
- (2) 広域避難場所等に誘導するときは、順路、道路状況、及び被害状況について説明す

ること。

(3) 避難は、防災関係機関の避難命令、又は自衛消防隊長の命令により行うこと。

(4) 避難は、全員徒歩とし、一団となって避難すること。

(5) 避難は、先頭と最後尾に自衛消防隊員を配置すること。

(6) 安全防護係員は、倒壊した物品等で避難上支障となるものを除去すること。

(7) 避難誘導は、協議事項に基づき、事務所等の避難誘導担当係員と協力して行うこと。

第5章 防 災 教 育 及 び 訓 練 等

(防災教育の実施時期等)

第43条 防火管理者が行う防災教育の対象者、時期及び回数は、下表のとおりとする。

防災教育の実施時期等

対 象 者	時 期	実 施 回 数
新 入 社 員	採 用 時	採 用 時 1 回
正 社 員	○ 月 ○ 日	年 2 回
	朝 礼 時	必 要 の 都 度
派 遣 社 員	採 用 時 等	採用時 1 回その他必要の都度
	朝 礼 時	採 用 時 1 回
ア ル バ イ ト パ ー ト	採 用 時 等	採用時 1 回その他必要の都度
	就 業 時	必 要 の 都 度
備 考		

(防災教育の内容)

第44条 防災教育の内容は、概ね次に掲げる項目とする。

(1) 消防計画について

(2) 従業員等が遵守すべき事項について

(3) 火災等の災害が発生したときの対応について

(4) その他火災予防上必要な事項

(防災センター要員に対する教育)

第45条 防火管理者は、防災センターにおいて、防災設備等の監視、操作等に従事する

者について、次により防災教育を行うものとする。

- (1) 「防災センター要員講習」の本講習を受けさせるものとする。
 - (2) 当該本講習を受けた日から5年以内に「防災センター要員講習」の再講習を受けさせるものとする。当該再講習を受けた日以降においても同様とする。
- 2 防火管理者は、防災センター要員の教育状況についての把握を適切に行うため、その講習受講状況についての記録簿（別記様式2）を備えるものとする。

（講習会等）

第46条 防火管理者は、消防機関が行う講演会、及び研修会等に積極的に参加しなければならない。

（ポスター、パンフレット等の掲示）

第47条 防火管理者は、消防機関から配布されるポスター等を見やすい場所に掲示するとともに、防災教育を実施するときに配布し防火思想の普及を図らなければならない。

（訓練実施の時期）

第48条 防火管理者は、下表により訓練を行わなければならない。

訓練の実施時期

訓 練 種 別	運 連 内 容		実 施 時 期	
総 合 訓 練	消火、通報、及び避難誘導を連携して行う訓練		月	
			月	
			月	
部 分 訓 練	消火、通報、及び避難誘導を個々に行う訓練	対 象 物 の 区 域	月	
			月	
			月	
			月	
			月	
基 礎 訓 練	屋内消火栓操法、消防活動に使用する設備・器具等の取扱い訓練		随	時
図 上 訓 練	机上で行う訓練			

（消火訓練及び避難訓練の通報）

第49条 防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を実施する場合は、事前に「自衛消防訓練通知書」を消防長に提出しなければならない。

附 則

この消防計画は、令和 年 月 日から施行する。

部分の条文は、共同防火管理を行うときに加える。

別表 1 防火管理委員会構成表

	役 職 名	備 考
委 員 長	代表取締役社長	管 理 権 原 者
副 委 員 長	取締役副社長	自 衛 消 防 隊 長
副 委 員 長	総 務 部 長	防 火 管 理 者
委 員	総 務 課 長	統 括 防 火 管 理 者
	管 財 課 長	2 階 地 区 隊 長
	秘 書 課 長	
	人 事 課 長	
	経 理 課 長	5 階 地 区 隊 長
	施 設 課 長	自 主 点 検 検 査 責 任 者
	営 業 課 長	
	販 売 課 長	8 階 地 区 隊 長
	保 安 課 長	

別表 2 火災予防のための組織編成

防火管理者	防火担当責任者		火 元 責 任 者	
総 務 部 長 氏 名	1 階	A 課 A 課 長 氏 名	A 室	A 課 氏 名
			B 室	B 課 氏 名
			C 室	C 課 氏 名
			D 室	D 課 氏 名
	2 階	E 課 E 課 長 氏 名	E 室	E 課 氏 名
			F 室	F 課 氏 名
			G 室	G 課 氏 名
			H 室	H 課 氏 名

別表 3 自主点検を実施するための組織編成表

種 別	実 施 区 分	実 施 班
自 主 点 検	屋内(外)消火栓設備	第 1 種消防用設備点検資格者等 〇〇課長 氏名
	消 火 器	
	スプリンクラー設備	
	自 動 火 災 報 知 設 備	第 1 種消防用設備点検資格者等 〇〇課長 氏名
	避 難 器 具	
	誘 導 灯	
	建 築 物	〇〇課 氏名
		〇〇課 氏名
	火 気 使 用 設 備	〇〇課 氏名
		〇〇課 氏名
	電 気 設 備	電気主任技術者等 〇〇課 氏名
	機 械 設 備	〇〇課 氏名
		〇〇課 氏名
	危 険 物 施 設	危険物取扱者等 〇〇課 氏名

別表 4 自衛消防隊の編成と任務

隊長・副隊長		隊の区分	係 別	隊 員 名	任 務
自 衛 消 防 隊 長 氏 名	自 衛 消 防 副 隊 長 氏 名	自 衛 消 防 本 部 隊	指 揮 隊		1. 隊長、副隊長の補佐 2. 自衛消防本部の設置 3. 地区隊員への命令の伝達並びに情報の収集 4. 消防隊への情報の提出並びに災害現場への誘導 5. その他指揮統制上必要な事項
			通 報 連 絡		1. 消防機関への通報並びに通報の確認 2. 店内への非常通報並びに指示命令の伝達 3. 関係者への連絡（緊急連一覧表による。）
			消 火 係		1. 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 2. 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3. 消防隊との連携及び補佐
			避難誘導係		1. 出火階並びに上層階に直行し避難開始の指示命令の伝達 2. 非常口の開放並びに開放の確認 3. 避難上、障害となる物品の除去 4. 未避難者、要救助者の確認及び、本部への報告 5. ロープ等による警戒区域の設定
			安全防護係		1. 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2. 非常電源の確保、ボイラー等の危険物施設の供給、運転停止 3. エレベーター、エスカレーターの非常時の措置
			救 護 係		1. 応急救護所の設置（自衛消防本部への設置） 2. 負傷者の応急処置 3. 救急隊との連携、情報の提供
			搬 出 係		非常持出物品の搬送と管理
			そ の 他 必 要 な 係		省 略

		地 下 地 区 隊 隊長氏名			省 略
		1 階 地 区 隊 隊長氏名			省 略
			本部隊要員 (3名程度)		1. 本部隊に直行し、本部からの指揮命令の伝達 2. その他、本部と地区隊との連携に必要な業務
			通報連絡係 (以下の係は、フロアの面積に応じて係員数を決定する)		1. 火災を発見又は、他の方法により知った場合は社内電話により防災センターへ通報する 2. 非常警報設備を操作し社内全般に知らせる 3. 他地区からの火災の場合は地区隊長の指示に従って避難誘導にあたる
			消 火 係		1. 地区隊内の消火器、屋内消火栓を活用し、消火作業に従事する 2. 他地区からの火災の場合は地区隊長の指示により活動する
			避難誘導係		1. メガホン、携帯用拡声器等を活用し、火点反対側の階段等を選定し誘導する 2. パニック防止処置を行う 3. 避難管理上、重要な箇所（出口、曲り角、下階との合流箇所等）に分散配置し、二次災害防止にあたる 4. 火災が上階の場合は、上階からの避難を優先することに留意する
			搬 送 係		地区内の非常持出物品を搬送し、その管理にあたる
			その他地区隊として必要な係		
		8 階 地 区 隊 隊長氏名			

別記様式 1

防火管理業務の委託状況

(方 式) (年 月 日現在)

防 火 対 象 物	名 称				
	所 在 地				
	管理権原者氏名			防火管理者氏名	
受 託 者	氏 名 (名 称)				
	住 所 (所 在 地)		T E L		
	担 当 事 務 所	名 称		責 任 者 氏 名	
		所 在 地	T E L		
受託者の行う防火管理業務の範囲					
受託者の行う防火管理業務の方法					
(備 考)					

別記様式 2

防災センター要員講習受講記録簿

事業署名				用途			
防災センター 要員数	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	名	名	名	名	名	名	
防災センター 要員の氏名	職 名	防災センター における任務	所 属 会 社 名	防 災 セ ン タ ー 要 員 講 習 の 受 講 状 況			
				区 分	受講年月日	修了番号	実施機関
				本 講 習	・ ・		
				再 講 習	・ ・		
				再 講 習	・ ・		
				本 講 習	・ ・		
				再 講 習	・ ・		
				再 講 習	・ ・		
				本 講 習	・ ・		
				再 講 習	・ ・		
				再 講 習	・ ・		
				本 講 習	・ ・		
				再 講 習	・ ・		
				再 講 習	・ ・		
				本 講 習	・ ・		
				再 講 習	・ ・		
				再 講 習	・ ・		

(注) 1 防災センターにおいて、防災設備等の監視、操作等に従事する者をすべて記入してください。

2 当該記録簿は、防火管理維持台帳に編冊し、防災センター要員の教育状況の把握に活用してください。

備 考

建物の管理権原者が複数（テナントビル等）の場合は次のとおり置き換える。

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条第 1 項に基づき、（ ）のうち（ ）の管理権原の及ぶ部分における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防、及び人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。

第 2 条 この計画は、（ ）のうち、次に示す部分に勤務（居住）し、又は出入りするすべての者に適用する。

－計画の適用範囲－

- 1 （ ）…例 2 階〇〇店内
- 2 （ ）…例 2 階〇〇店前の廊下部分・廊下部分